



NASUKARASUYAMA

議会だより

No.8

平成19年11月
2007



にこにこ保育園運動会

- ◆ 議会の主な記事（9月定例会） 2～3
- ◆ 一般質問 4～7
- ◆ 議会の動き 7
- ◆ 平成18年度決算審査 8
- ◆ 主な質疑（9月定例会） 9
- ◆ 常任委員会研修報告 10～11
- ◆ 議会豆知識 11
- ◆ あとがき 12

平成18年度決算を認定!!

那須烏山市議会9月定例会は、4日に招集され、会期を10日間と定め、人事案1件、条例案7件、補正予算案7件、決算認定2件、その他2件の計19議案、その他報告2件、陳情書1件について審議しました。

また、5日及び6日の両日に7名の議員が一般質問を行いました。



ラ フェスタ ミッレミリア 2007（江川小学校前）

人 事

○教育委員に滝口由美子氏 を任命同意

教育委員である高野由美子氏の任期が平成19年11月29日で満了することに伴い、新たに滝口由美子氏（志鳥）を同委員として任命同意しました。

条例の制定及び一部改正

①那須烏山市こども館設置 及び管理条例の制定

子育て、家庭教育支援を総合的に実施する拠点施設として、栃木県立烏山青年の家跡地に「那須烏山市こども館」を設置するために、その業務及び利用時間等の基本的事項を定めました。

なお、「那須烏山市こども館」

は、平成19年10月1日から運営されています。

②郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

社、郵便貯金等の語句が引用されている「市長の資産等の公開に関する条例」、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」及び「職員旅費条例」の4つの条例について、所要の改正をしました。

③那須烏山市長の資産等の公開に関する条例の一部改正

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、金銭信託及び有価証券について規定していた証券取引法が金融商品取引法に包括されたため、所要の改正をしました。

平成19年10月1日の郵政民営化 関連法の施行に伴い、日本郵政公

④那須烏山市非常勤特別職

⑥那須烏山市消防委員会設置 及び運営条例の一部改正

補正予算

報告案件

昨年度までの正副行政区長の報酬については、行政区長の場合は

消防団組織の再編に伴い、消防委員会組織の人数及び役職名を改正しました。

平成19年度の一般会計、国民健 康保険特別会計、老人保健特別会 計、介護保険特別会計、農業集落

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、「財團法人那須烏山市農業公社」の経営状況に

して、平成20年度から10年間の土地利用に関する基本的な考え方を定めるものです。

円を乗じた世帯割額の合計額、副行政区長の場合は基本額のみでした。

⑦那須烏山市立学校設置条例等の一部改正

排水事業特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計の補正予算案が上程され、すべて原案のとおり可決しました。

また、金井一丁目地内の市道で発生した物損事故に関し、市道の管理責任の立場から、専決処分し

請願書等

団長の報酬についても基本額と所
属する自治会内世帯割額の合計額
としました。

また、平成20年3月31日をもつ
て消防団の支団制を廃止し、組織
再編をすることに伴い、従来の支
団長の階級を副団長に改め、副支
団長の階級を廃止する等、所要の
改正をしました。

鳥山地区で進めていた市立学校の統合計画に伴い、平成20年3月31日付で境小学校と東小学校を廃止し、同年4月1日付で境小学校を設置するため、「市立学校設置条例」「学校給食施設設置及び管理条例」及び「市立学校施設利用及び使用料条例」の3つの条例について、所要の改正をしまし

ム整備費、梨園芸産地育成事業費、シイタケ生産施設整備補助事業費、「ふれあいの道づくり事業費、「こども館」開館に伴う施設管理費、文化財遺跡調査費及び烏山公民館修繕費等です。

その他

・那須烏山市総合計画・基本構想について

決算認定

・那須烏山市総合計画・基本構想について

その他

⑤那須烏山市消防団設置条例の一部改正

決算認定

地方自治法の規定に基づき、市
の総合的かつ計画的な行政運営を
図るための基本指針となる「那須
烏山市総合計画・基本構想」が策
定されました。これは、平成20年
度から10年間のまちづくりを定め
る最上位計画と位置付けられ、今
後、この計画に基づいたまちづく

消防団の団員の定数を現行の条例定数である725人から現在の団員数である660人に改正しました。

A black and white photograph showing a group of young children, likely preschool or elementary school age, sitting together outdoors. They are all wearing identical white sun hats and white shirts. The child in the center foreground is looking directly at the camera with a wide smile. Behind them, more children are visible, some also smiling. The background shows a grassy area and what might be a playground or park setting.

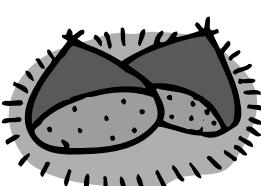
決算認定

・国土利用計画那須烏山市 計画について

○療養病床の廃止・削減計
画の中止と介護保険の充
実等を求める意見書の提
出について

不採擗

(継続審査分)



一・般・質・問

質問・答弁の内容は要約してあります。



質問者 中山五男 議員

新生鳥山高の理想像を伺いたい

- (問) 県立高校の再編計画により、市内の伝統高、鳥山高と鳥山女子高が来春統合される。新生鳥山高はこの地域唯一の高校になるが県中央の進学校に決して負ふことなく、県東部の雄と目されるような存在価値を示すことが出来るなら、市の誇りとなる。市長は新鳥山高に対し、いかなる期待と構想をお持ちか。
- ◎市長 鳥山高は市のシンボルであり活性化の源泉とも言える。新鳥山高への最大の期待は、県内でも有数で高度な文武両道の学校を目指してもらいたい。
- 具体的には進学校としての実績とスポーツの面では
- (問) 甲子園で優勝を目指すような高校になつてもらいたい。そのためには全面的な支援もしたい。
- 鳥山女子高跡は本庁舎に適地か
- (問) 市長は将来の本庁舎を廃校となる鳥山女子高跡にしたい旨発言されている。それにはまず、女子高前のように縮少されている。このままではさらなる過疎化と市道整備が必要となるが拡張するには住宅等の移転補償費だけで30億円を要する。財政難の折、本庁舎の道路整備にこれほど多額の費用を投入できるのか。
- ◎市長 この道路整備は旧鳥山町からの懸案事項である。女子高跡が本庁舎にな

甲子園で優勝を目指すような高校になつてもらいたい。
そのためには全面的な支援もしたい。

県有施設の撤退なぜ阻止できない

- (問) 市内から鳥山青年の家や少年自然の家等が撤退する他、県の出先機関も次々に縮少されている。このままではさらなる過疎化と市民の声あるいは議会の声等が有料化ということで強調されることもある。私は承知している。
- ◎市長 同審議会の委員構成は15名である。答申書の内容を十分尊重しながら、民意を反映させた意見聴取をもととして、鳥山市街地エリアに新庁舎の配置、整備を進めて行く方針を固めたところである。むだのない既存施設等の有効活用も視野に入れつつ、市民からの意見を十分配慮し新本庁舎の位置の確定を進めてまいりたい。
- (問) 職員駐車場の管理運営と有料化について伺う。

るならないにかかわらず重要な路線なので、出来得るところから着手したい。

市総合計画審議会長より、新本庁舎の位置は鳥山市街地にすることを尊重された旨の説明が執行部にあつた訳であるが、どのように対処して行くのか伺う。

- (問) 市長、神長住宅50戸は存続をしたいと考えている。建物も老朽化している部分が見受けられるので、随時計画的に駐車場も含めて整備していくといふ考えている。PFPI導入に向け検討していただきたい。
- ◎市長 うに思うが執行部の考え方を伺う。※PFPIを利用しはどうか。
- (問) 市長、神長住宅50戸は存続をしたいと考えている。建物も老朽化している部分が見受けられるので、随時計画的に駐車場も含めて整備していくといふ考えている。PFPI導入に向け検討していただきたい。
- ※PFPI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。



質問者 滝田志孝 議員

職員駐車場の有料化について

後期高齢者医療制度について



質問者 平塚英教 議員

(問) 来年4月から後期高齢者医療制度が予定されており、75歳以上の高齢者から保険料が徴収され、介護保険料と合わせると月額1万円の大変な負担が課せられるに不安と戸惑いが広がっている。保険料等の条例を市議会に提案すると考えるが、次のような点でお年寄りの命と健康を守る立場で努力されたい。

①高齢者の実態に合った保険料の設定。②資格証明書の発行は行わないこと。③低所得者の保険料の減免。④希望者全員の健康診断の実施。⑤高齢者の意見が反映される医療制度を強く求める。

システム、保険料の検討等、制度スタートに向けた準備が進められている。来年3月の市議会定例会にこの保険料等の条例を提案する。

質問の①については、広域連合懇談会及び市町で保険料率の調整検討中である。

②については、滞納状況により資格証明書の発行はできるが、低所得者対策については、検討を要望したい。

③については、天災その他特別の事情がある場合の減免と低所得者への7割、5割、2割減免を検討する。

④については、努力義務であるが、希望者全員の受診を要望する。⑤については、高齢者の代表も広域連合懇

(問) 社会保険庁で管理する公的年金記録の中から基礎年金番号に未統合で、誰のものかわからないものが5000万件を超えている。国は、年金記録を照合し、本人に通知するとしているが、旧南那須町及び旧烏山町時代の国民年金の納入記録を本人や家族の問い合わせがあれば、情報開示を実施していただきたい。

○市長 国民年金記録は、発足時から旧両町との納付記録が大切に保管されてい。市役所開庁時間内に本人（代理を含む。）を証明するものがあれば、情報を開示する。

(問) 農業の現状をどのように認識しているのか。
◎市長 農業は本市の基幹産業である。農業を取り巻く環境は非常に厳しい、農業産出額は平成7年度以降横ばい。農家、農業従事者の農地も減少、加えて従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大が深刻化し、集落機能が低下している。今後は国、県の動向を見ながら、地域特性に応じ多様な担い手の確保、農業手法の確立、地域ブランドの創出、効果的な農業施策の形成が必要であると認識している。

から49歳までが150名から83名に激減、新規就農者は10名前後、このような状況では10年先以降の地域農業が崩壊する恐れがあると私は認識している。この問題は容易に解決できるとは考えないが個人営農から集落営農に変える必要があるしかし、この集落営農の担い手は60歳以上の方が大半を占めている。今から集落農の受皿を計画して置くのが総合計画の意味ではないのか。地域農業を守るために農政担当職員が数々でプロジェクトチームを造り、農業の現状を的確に把握して研究を重ね、都市の

画し、地域農業を支える学農集団なり農家が実行し農業担い手を育成することが最大の課題であると考える。ひとつ的方法として安全な高品質の農産物の生産公社として、その農産物を専門的に販売する公社が消費者のニーズを的確に把握し、生産者に情報を提供し共存共栄しながら地域農業を持続発展可能なものにすることが必要であると考えるが市長はどのように考えるか。

◎市長 現在ある農業公社を法人化すれば農産物販賣もできる。

総合計画における農業問題について



質問者 横山隆四郎 議員

問) 来年4月から後期
齢者医療制度が予定され
おり、75歳以上の高齢者
は保険料が徴収され、介
護保険料と合わせると月額
万円の大変な負担が課せ
られることに不安と戸惑い
広がっている。保険料等
条例を市議会に提案する
考えるが、次のような点
お年寄りの命と健康を守
立場で努力されたい。

システム、保険料の検討等、制度スタートに向けた準備が進められている。来年3月の市議会定例会にこの保険料等の条例を提案する。質問の①については、広域連合懇談会及び市町で保険料率の調整検討中である。②については、滞納状況により資格証明書の発行はできるが、低所得者対策については、検討を要望したい。③については、天災その他特別の事情がある場合の減免と低所得者への7割、5割、2割減免を検討する。④については、努力義務であるが、希望者全員の受診を要望する。⑤については、高齢者の代表も広域連合懇

(問) 社会保険庁で管理する公的年金記録の中から基礎年金番号に未統合で、誰のものかわからないものが5000万件を超えている。国は、年金記録を照合し、本人に通知するとしているが、旧南那須町及び旧烏山町時代の国民年金の納入記録を本人や家族の問い合わせがあれば、情報開示を実施していただきたい。

○市長 国民年金記録は、発足時から旧両町との納付記録が大切に保管されてい。市役所開庁時間内に本人（代理を含む。）を証明するものがあれば、情報を開示する。

(問) 農業の現状をどのように認識しているのか。
◎市長 農業は本市の基幹産業である。農業を取り巻く環境は非常に厳しい、農業産出額は平成7年度以降横ばい。農家、農業従事者の農地も減少、加えて従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大が深刻化し、集落機能が低下している。今後は国、県の動向を見ながら、地域特性に応じ多様な担い手の確保、農業手法の確立、地域ブランドの創出、効果的な農業施策の形成が必要であると認識している。

から49歳までが150名から83名に激減、新規就農者は10名前後、このような状況では10年先以降の地域農業が崩壊する恐れがあると私は認識している。この問題は容易に解決できるとは考えないが個人営農から集落営農に変える必要があるしかし、この集落営農の担い手は60歳以上の方が大半を占めている。今から集落農の受皿を計画して置くのが総合計画の意味ではないのか。地域農業を守るために農政担当職員が数々でプロジェクトチームを造り、農業の現状を的確に把握して研究を重ね、都市の

画し、地域農業を支える学農集団なり農家が実行し農業担い手を育成することが最大の課題であると考える。ひとつ的方法として安全な高品質の農産物の生産公社として、その農産物を専門的に販売する公社が消費者のニーズを的確に把握し、生産者に情報を提供し共存共栄しながら地域農業を持続発展可能なものにすることが必要であると考えるが市長はどのように考えるか。

◎市長 現在ある農業公社を法人化すれば農産物販賣もできる。

小さくともキラリと光る街づくりの推進を！



質問者 平山 進 議員

行政区再編について



質問者 高田悦男 議員

街づくりの推進を！

行財政改革集中プランについて



質問者 高田悦男 議員

JR大金駅前の公衆トイレについて

(問) 人口交流活性化における玄関口である駅前公衆トイレが、駅前広場側から利用ができないのは市民や観光客が不便ではないか。

◎市長 駅前観光物産セン

ター内トイレを昼間の時間帯に開放しているが、市民の不便さは理解できる。今後、観光協会及び関係者と協議し改善を検討していく。

図書館の利用向上について

(問) 開設日の増加、職員の充実、移動図書館の導入等による利用率の更なる向上を図っては。

◎市長 教育の果たす図書



館の役割は非常に大きいと考えており、今後も人的配置も含め図書館の充実については私も同感であり、ご意見等も、踏まえ前向きに検討し、図書館の更なる充実を図っていきたいと考えている。

◎市長 三位一体の改革に

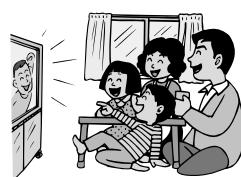
おける交付税の削減が予測され、今後は更に企業誘致、未利用財産の活用等(売却や民間への委託等)

による自主財源の確保を最も優先課題としている。今後も副市長を委員長とする公有財産管理委員会において積極的に進めていくスタンスであり、民間の経営手法を大いに取り上げ、着実に実行していきたい。

高度情報化の推進について

(問) 本年4月から品目横断的経営安定対策がスタートしたが、取り組み状況について伺う。

とちぎの元気な森づくり



馬頭局に地上デジタル放送が開局する来年以降に難視聴地域の把握をする。県と市町で構成する推進連絡会議が設置されるので市の果たす役割を明確化したい。

地域に貴重で将来まで残り残す里山林の整備、通学路周辺等で安全な空間の確保、野生鳥獣の被害を軽減するための緩衝帯整備を掲げ明るく安全な里山の再生を進めていく。

農林業問題について

(問) 災害等の情報を市のホームページや携帯電話のメールでお知らせしてはどうか。

JR大金駅前の公衆トイレについて

(問) 人口交流活性化における玄関口である駅前公衆トイレが、駅前広場側から利用ができないのは市民や観光客が不便ではないか。

◎市長 駅前観光物産セン

ター内トイレを昼間の時間帯に開放しているが、市民の不便さは理解できる。今後、観光協会及び関係者と協議し改善を検討していく。

図書館の利用向上について

(問) 開設日の増加、職員の充実、移動図書館の導入等による利用率の更なる向上を図っては。

◎市長 教育の果たす図書

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編については拙速を避けるべきと思うが市長の考えを聞きたい。

(問) ソフト・ハード両面において、全職員が危機感を持ちながら、類似施設の統廃合、未利用施設の売却等を積極的に推進し、民間的手法による数値的効果を示す実行プランの段階時期では。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

行財政改革集中プランについて

(問) 行政区再編について直しが必要ではないか。

<p

市の経済活性化を図るために

地域通貨制度の導入を



質問者 久保居光一郎 議員

民の安心・安全を守るため
にも重要なことだ。救急に
あたる現場からは女性を搬
送するとき、男性では対応
しにくいものがあると聞い
ている。女性患者や被害者
は他の自治体もおこなって
いるが成果については疑問
だ。経済効果を高めつつ、
市に財源を生み出すには、
減価する地域通貨とすべき
だ。市民と価値観を共有す
ることは重要だが、経済活
力も図りながら自主財源を
確保するためには、充分な
必要性を感じている。消防
士を採用する利点もあり、
本部とも協議しながら検討
したい。

◎市長 女性患者への対応
を考えると、女性救急救命
士の採用を図るべきである。

女性救急救命士の採 用について

（問） 緊急時における救急
医疗服务の整備と対応は住
民同士が主体的に導入
し、運営することが望まし
いと考えている。

（問） 緊急時における救急
医疗服务の整備と対応は住
民同士が主体的に導入
し、運営することが望まし
いと考えている。



議会の動き

平成19年8月

9月



角田市役所にて（10月18日）

3日	全員協議会	4日	全員協議会
7日	総務企画常任委員会	10日	各常任委員会
10日	議会だより第8号発行	11日	文教福祉常任委員会
20日	全員協議会	13日	行財政合理化調査特別委員会
28日	議会運営委員会	11日	経済建設常任委員会
10月		13日	議会広報委員会
18日	総務企画常任委員会視察研修	11日	文教福祉常任委員会
22日	宮城県角田市（19日まで）	13日	行財政合理化調査特別委員会
22日	全員協議会	18日	総務企画常任委員会視察研修
23日	経済建設常任委員会視察研修	22日	宮城県角田市（19日まで）
26日	議会広報委員会	23日	経済建設常任委員会視察研修
		26日	議会広報委員会

平成18年度決算審査



外装工事中の南那須庁舎

一般会計をはじめ、7特別会計、水道事業会計の決算については、各常任委員会に付託され、それぞれの常任委員会で慎重な審査が行われました。

ここでは、各常任委員会での審査中に出された意見を要約したものを掲載します。

総務企画常任委員会

◎所管する部局

総務部（総務課、企画財政課、税務課）、会計課及び議会事務局

◎審査事項

所管する部局の一般会計の歳入歳出決算



○市有財産の整理統合を図り、有効活用を推進していただきたい。

○防災等の情報は、ホームページやメールで受信できるよう情報配信の整備を推進していただきたい。

文教福祉常任委員会

◎所管する部局

市民福祉部（市民課、福祉課、健康課）及び教育委員会（学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課）



○審査事項所管する部局の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算

○国民健康保険税及び保育料の徴収方法について、その改善等の努力が見られたことは評価するが、更なる徴収率の向上に努められたい。



経済建設常任委員会

◎所管する部局

経済環境部（農政課、環境課、商工観光課）及び建設部（管理課、建設課、下水道課、水道課）

○審査事項所管する部局の一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算

○本委員会において、昨年9月の決算審査で執行部に対し、要望事項として意見を付した結果、様々な改善が認められていることを評価する。

○休耕地の活用について検討されたい。

○下水道加入率の向上に努められたい。

○水道使用料の徴収率の更なる向上に努められたい。

主な質疑

9月定例会

（二）では、市長が提出した議案の審議の中で、議員の質疑の中から主なものをお約束して掲載します。

報告關係

条例關係

○財団法人那須烏山市農業
公社の経営状況説明書の
提出について

○那須烏山市こども館設置
及び管理条例の制定につ
いて

議員 市民農園事業のうちで110
0区画の貸出し計画に対し入園
者数7名、貸出し区画が9区画
となっているが数値的に低い。
PR等を積極的に実施していく
か。

議員 こども館の管理体制のうち職員数は何名か。また臨時職員を採用するのか。

答弁 利用者は9区画と非常に少ない状況にある。今後P.R.方法等を検討のうえ極力100区画に近づけるよう努力する。

議員 ばん工房は3年、観光いちご園は10年近く補助金という形で支援しているが、独立させ指定管理者制度にしてはどうか。

答弁 今後は直接指定管理者にするのも一つの方策と考える。その点を研究する。

議員 利用人数をどの程度見込んでいるのか。また対象年齢は。

答弁 研修会の開催、体験学習等の計画は有るが利用人数の計画は立っていないのが現状である。対象年齢は0歳児から利用可能。

議員 こども館は内容的に栃木県内でも優秀だと言われるぐらい中身を充実すべきと思うが。

答弁 今後、作業部会、推進本部等の機関で十分検討する。

議員 改修費と年度末までのランニングコストはどの程度か。



東小学校

決算認定関係

答弁 全て含めて約325万円で
ある。

補正予算関係

議員 教育費委託料約1606万円の内容は。

答弁 外国語指導助手等業務委託
1100万円、サタデースクールバス運行委託費157万円、
中学生海外派遣事業委託料340万円である。

議員 国定資産税の未収額は。

答弁 約8億5000万円である。

議員 地方交付税の依存率が38%と非常に高い当市として今後、財政計画の見直しが必要と思う

答弁 内装関係の施設整備費である。また今後大きな修繕は無い。

精闢の心裁料である

議員 工業振興対策費150万円
答弁 企業誘致活動の為の民間情
の内容は。

議員 商業振興対策費325万2
000円の内容は。

答弁 交付税は、地方の共有税との考え方から要望していく。また



保健衛生センターの現状

経済建設常任委員会

経済建設常任委員会は、平成19年7月17日に南那須広域行政事務組合の保健衛生センターの視察研修を実施いたしましたので、その概要について報告いたします。

(1) し尿処理

① 施設の概要

計画処理量1日あたり70キロリットルの標準脱窒素処理方式によるし尿処理施設を建設し、昭和61年度11月から稼動を開始した。

その後、汚泥（浄化槽・公共下水道等）の増加に対応するため、平成11年度から平成12年度に前処理工程、高度処理工程及び汚泥処理工程の改造・改良を行い、現在に至っている。

施設により処理された水は、各項目とも排水基準をクリアしており、那珂川へ放流している。また、汚泥については、濃縮→脱水↓乾燥の順に処理され、乾燥汚泥となっている。

として売却処分（平成18年度実績196,380kg、103,093円）している。

② 搬入実績

平成18年度の搬入実績は、年間で19,242キロリットルとなり、これをバキュームカーに換算すると、10,690台となる。

なお、し尿及び浄化槽汚泥とは別に、平成14年度から脱水後の下水汚泥の搬入が開始され、平成18年度は、145・6トンの下水汚泥が搬入され、汚泥処理工程へ投している。

また、365日平均の搬入量は52・7キロリットルで、計画搬入処理量である70キロリットルに対する搬入率は75・3%である。搬入内訳は、し尿が1日あたり13・6キロリットル、浄化槽汚泥が1日あたり39・1キロリットル、比率は、し尿26%、浄化槽汚泥74%となっている。



この施設から排出されるばいじん、工事を行い、現在に至っている。平成18年度の排ガス測定の結果、この施設から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類のすべての項目において、排出基準をクリアしている。また、施設から排出される一般廃棄物については、ばいじん（平成18年度実績1,166・9トン）は福島県小野町、不燃物残渣（平成18年度実績265・2トン）は山形県米沢市の廃棄物処理業者へ処分を委託している。

平成18年度市町別し尿搬入実績

(単位：kL)

区分	那須烏山市	那珂川町	合計	
			構成比	
し尿	2,646.0	2,332.8	4,978.8	25.7%
浄化槽汚泥	8,742.6	5,520.6	14,263.2	73.6%
小計	11,388.6	7,853.4	19,242.0	99.3%
下水汚泥	145.6	0.0	145.6	0.7%
合計	11,534.2	7,853.4	19,387.6	100.0%

(2) ごみ処理

① 施設の概要

計画処理能力16時間あたり55トンのごみ焼却炉と5時間あたり20トンの粗大ゴミ処理施設が平成2年4月から稼動を開始した。

その後、平成9年度にダイオキシン類削減緊急対策のための改造

工事を行い、現在に至っている。

平成18年度の搬入実績の結果、この施設から排出されるばいじん、

硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類のすべての項目において、排出基準をクリアしている。また、施設から排出さ

れる一般廃棄物については、ばいじん（平成18年度実績1,166・9トン）は福島県小野町、不燃物残渣（平成18年度実績265・2

トン）は山形県米沢市の廃棄物処理業者へ処分を委託している。

平成18年度に搬入されたごみの総量は、15,471トンで、前年比で229トン、1・5%増加している。市町別の搬入割合は、本市が63%、那珂川町が37%となり、ごみの総量を住民1人あたりで算出すると、1年で298キログラムとなる。

② 搬入実績

区分	那須烏山市	那珂川町	合計	
			構成比	
燃えるごみ	7,448,560	4,340,700	11,789,260	76.2%
燃えないごみ	352,580	301,130	653,710	4.2%
粗大ごみ	212,500	109,380	321,880	2.1%
有害ごみ	17,030	8,080	25,110	0.2%
資源物	1,777,730	903,540	2,681,270	17.3%
合計	9,808,400	5,662,830	15,471,230	100.0%

搬入されたごみの処理内訳は、
11,306トン(73%)のごみ

を焼却処理し、残りは再資源化
(7・3%)、埋立て処分をしてい
る状況である。

また、搬入された資源物の内訳
は、新聞、雑誌等の紙類が全体の
59・9%を占めており、次いでび
ん類が20・4%、スチール缶6・
2%、布類6・2%、ペットボト
ル4・8%、アルミ缶2・4%と
なっている。



結びに

今回は環境問題の中でも、最も
身近なし尿処理とごみ処理の現状
を観察してきました。どの施設も
処理能力に余裕があり、また、し
尿処理施設から放流されるその水
の透明度には大変驚きました。

そのまま活躍しそうな家電製品、
家具などの粗大ごみが並べられて
いました。それを見た時、最近あ
まり聞かになりましたが、昔よく親
に言われた「もったいない」とい
う言葉を思い出しました。「もつ
たない」これが環境問題の原点
の一つだったのかなと、ふと考え
てしまいました。

環境問題はやはり私たち一人ひ
とりの意識が一番大切であると思
います。これを読んでいただいた
市民の方が一人でも多く「もつ
たない」と感じる場面と遭遇して
いただければ幸いです。

経済建設常任委員会委員長

大橋洋一

議会 豊知識②

市議会議員には、「那須烏山市
議会の議員の報酬及び費用弁償に
関する条例」に基づき、報酬、費
用弁償及び期末手当が支給されて
います。

報酬は、月額で議長が37万円、
副議長が30万円、議員が27万円と
定められており、その額から源泉
徴収税、共済掛金等を差し引いた
額が支給されています。

期末手当は、6月及び12月の年
2回支給され、6月の期末手当の
場合、報酬月額×1・15×1・
60、12月の期末手当の場合、報
酬月額×1・15×1・75で算
出した金額から源泉徴収税、共済
掛金等を差し引いた額が支給され
ています。

費用弁償は、議員が公務により
出張した場合に支給されるもの
で、宿泊料として県内に宿泊した
場合は、11,500円、県外に
宿泊した場合は、12,000円、
日当として、県外に出張した場合
に限り1日につき1,500円が
支給されます。鉄道、飛行機、船
等を利用した場合の交通費は、実
費のみが支給されます。

本市と県内の主な市議会の議員報酬月額

(円)

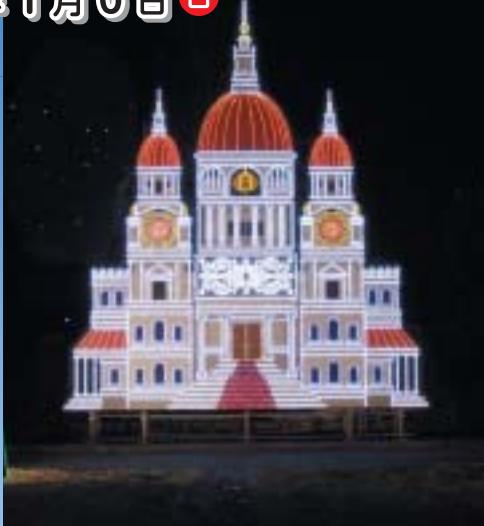
市名	議長	副議長	議員
宇都宮市	760,000	674,500	636,500
足利市	620,000	560,000	520,000
大田原市	485,000	395,000	360,000
矢板市	440,000	355,000	325,000
さくら市	450,000	365,000	335,000
那須烏山市	370,000	300,000	270,000

※報酬額は、平成18年12月31日現在

第7回

「みなみなすタウンイルミネーション」が開催されます。

2007年12月1日(土)～2008年1月6日(日)
(点灯式：午後5時)



今年も第7回「みなみなすタウンイルミネーション」が2007年12月1日(土)から2008年1月6日(日)まで那須烏山市南那須庁舎隣接公園(JR大金駅近く)で開催されます。那須烏山市の観光宣伝と、子供たちや訪れた人々に夢とやすらぎを提供するこの光のファンタジー事業は、年末年始の街の風物詩として多くの人々に親しまれています。昨年はNHKテレビ「夕どきネットワーク」で放映されたこともあり、市内外から約60,000人の方々に来場いただきました。

今回もすでに9月中旬から、実行委員やボランティアの方々の手で準備が進められており、さらに楽しい装飾を製作中とのことです。また、恒例となった「クリスマスイベント」は12月22日(土)に開催される予定です。

詳しくは南那須観光協会 TEL0287(88)8192までお問い合わせください。

あとがき



(沼田記)

この際、現状を厳しく再認識した上で将来に向け、手遅れにならないよう思ひ切つて余分な枝葉を落とし、深く深くしっかりと根を張ることにより、那須烏山市がこの先、「強く」「逞しく」成長できますように、議会一丸となつて頑張つていきたいものです。

もつたない氣もするけど…。

生し3年目に突入した。
平成の大合併により那須烏山市が誕生し3年目に突入した。

昭和29年に先人、先輩の皆様が幾多の困難を乗り越え、大同団結して合併を成しどげた烏山町。其の当時、栃木県の町村の中で、最上位に位置づけられるほど活気に満ちあふれ、少なくとも隣接町村より羨望された時代があつた。

No.8

発行 那須烏山市議会
編集 那須烏山市議会
広報委員会
事務局
☎ 0287-88-7114

次回の定例会は12月開会です

議会を傍聴してみませんか。市民として市政を知る最も良い方法です。くわしくは、議会事務局までお問い合わせください。